

沼津市立愛鷹小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」より）

【いじめに対する基本的な考え方】

- ・いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるため、どの子も被害者にも加害者にもなる可能性があるという考え
- ・加害者がいなければいじめは起こらないという考え
- ・子供たちの日常の中にある、ふざけあいや言葉遣いがいじめに発展する可能性もあるという考え
- ・いじめの問題は、被害者と加害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者を生まないことが大切であるという考え

【いじめ等対策委員会】 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任＋担任、（養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

学校教育目標

「できたがっばい 愛鷹小」

【いじめ相談窓口】 愛鷹小 966-4244

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任

いじめ未然防止のための日常の取組

1 学ぶ意欲をもって取り組める授業

- ・聴く力、聴く姿勢を育てる
 - ・学習の約束を守る
 - ・子供の問いを軸にした単元構想の工夫
 - ・ふり返りの時間の設定
 - ・体験学習やICTの活用
 - ・生徒指導の3つの機能を生かした授業実践（自己決定の場、自己存在感、共感的理解）
- 《基礎基本を身に付け、意欲的に学ぶ子》

2 居場所のある学級づくり

- ・元気にあいさつ
 - ・相手を意識し、場に応じた言葉遣い
 - ・自己有用感を高める行事、係、委員会活動
 - ・児童の実態に合わせた特別支援教育の充実
 - ・他者を認め思いやる心をはぐくむ話し合い活動や異学年交流
- 《相手を思いやる言動ができ、役立つ喜びを感じられる子》

3 仲間と協力して創る学校生活

- ・異学年と交流を深めるペア活動
 - ・委員会活動・クラブ活動
 - ・クラスみんなで楽しむロング昼休みを週1日設定
- 《たすけあいおもいやる子》

4 全ての教育活動を通じた指導

- ・情報モラル教育の充実
- ・「いじめの定義」について保護者と共通認識を図る（懇談会等）
- ・きまりを守り、相手を思いやりながら、自分の力で判断して行動できる子を育成する道徳教育
- ・教員が「ポジティブフォーカス」「ボイスシャワー」を意識して子供と接する。
- ・重点として「人のことを大切にしておく」ことを意識して指導する。
- ・人権感覚の涵養と教育のユニバーサルデザインを意識した教育活動

「いじめ等対策委員会」の設置と学校としての取り組み

いじめ未然防止のための日常の取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童の小さな変化を見逃さない。（表情・文字・言葉遣い・友人関係・授業態度等）（担任・全教職員）
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性

いじめを早期発見するための取り組み

【いじめ把握後の改善のための取組み】

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人でしない。（学年主任・生徒指導主任等への報告、相談）
- 管理職に報告し、いじめのレベルに応じた対応の方向を決定する。
- 情報の提供者を最大限守る。

関係児童からの事実の確認

- 面談時の基本的なスタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート。
- いつ、どこで、どんなできごとがあったか記録をしっかり取る。

- 【被害児童】→丁寧にじっくりと話を聴く。本人の要望を聴く。
- 【加害児童】→いじめに至る心理的背景に配慮しながら聴く。いいわけやごまかしに対して毅然とした態度で聴く。

「いじめ等対策委員会」において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

いじめられた児童・保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の支援を行う。

【いじめのレベル】

1. 1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等。
 2. 数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視。
 3. レベル2が継続する。蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある。
 4. 長期間の集団無視、強要、濡れ衣等の重度の実害発生。いじめによる不登校、転校を、保護者、本人が検討。
 5. 万引き強要・怪我をともなう暴力・恐喝・窃盗・強姦等。
- 《重大事態》生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

関係機関との連携

- 市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。（恐喝や暴力等の犯罪行為）
- 重大事態に対しては、すぐに報告し、適切な対応を行う。いじめを受けた児童の保護者に対し、適切に情報提供する。

いじめた児童・保護者への指導・対応

- 行った行為について、許されないことを十分自覚させ、謝罪方法を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。

継続指導・指導の見直し⇒相当期間3か月の継続観察⇒いじめ解消の確認

いじめ解消へ

いじめを早期発見するための取組

1 校内連携体制の充実

- ・児童理解研修などの校内研修の実施
- ・学年内共通理解のもとみんなで支援する教師集団
- ・学年主任会の定期的な開催による情報交換
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力体制
- ・報連相カード、毎週の打ち合わせによる学年の垣根を越えた情報の共有

2 一人一人を大切に温かみのある支援

- ・子供と共に学び・共に遊び・共に働くことで、心も身体も子供のそばにいる教師
 - ・厳しさの中にも温かさのある声かけを行う
 - ・子供の人権に配慮した叱り方をする（Can't～ではなく Let's～）
 - ・心のアンケートの項目に「困った時に相談できる人はいますか？」という項目を入れる
- 《 困ったときに話せる先生の存在 》

3 アンケート調査等の実施や保護者との連携

- ・学期に一回「こころのアンケート」を実施。その後の一週間で担任とクラスのすべての児童が個別面談をする
- ・沼津市いじめ調査の定期実施
- ・保護者からの情報収集
- ・保護者との教育相談（年2回）

